

# 水俣病事件を消滅させはならない

畠山 武道

毎度、同じことを書くのは気が引けるが、行政の悪行や往生際の悪さを見ると、ついつい書かずにはいられなくなる。水俣病認定義務付け訴訟最高裁判決（平成二五年四月一六日）に対する環境省の対応についてである。

国と県は、一九九五年と二〇〇七年の二度にわたり水俣病事件の政治的な解決を図ったが、その度に失敗をおわった。政治的解決とは公害健康被害補償法（以下、「公健法」という）などで救済されない患者を、より緩やかな条件で幅広く救済すると称するもので、申請に一方的に期限を設け、その期間内に申請し、該当する者に低額な一時金と医療費などを支給するというものであった。

ところが、環境庁（当時）が公健法による指定疾病患者を認定審査会が判断するために定めた一九七七年の判断条件（以下、「七七年判断条件」という）が、最高裁によって誤りであるとされたのである。国や県は、公健法で本来救済すべき人を救済せず、自らの誤りを低額な一時金の支給などで糊塗していたことになる。この国・県の姑息なやり方や後知恵を、今回の最高裁判決は「公健法等の体系及び規定の意味内容がその制定後に採られ

た行政上の措置によって変容されるものではない」とはっきり否定している。

環境省は、これまで「七七年判断条件は絶対に変えない」と公言してきたが、その唯一の論拠は、損害賠償訴訟で認められる「水俣病」と公健法で認められる「水俣病」は異なるというものであった。水俣病関西訴訟の大阪高裁判決はこのような考えに立ち前者をメチル水銀中毒症と称しており、その判示部分で最高裁判決（二〇〇四年一〇月一五日）で否定されなかったことから、環境省は七七年判断条件は最高裁で支持されたと主張してきたのである。ところが、今回の最高裁判決は、公健法などを見ても、「行政庁の審査の対象を、客観的事象としての水俣病（中略）よりも殊更に狭義に限定して解すべきの確な法的根拠は見当たらない」と一蹴してしまった。

そこで環境省がとったのが、「最高裁が求めている総合的な検討も、現行の基準（七七年判断条件）に含まれている」という居直りである。なるほど、七七年判断条件は、「二に掲げた症候は、それぞれ単独では一般に非特異的であると考えられるので、水俣病であることを判断するにあたっては、高度な学識と豊富な経験に基づき総合的に判断する

必要があるが、（中略）症候の組み合わせのあるものについては、通常、その者の症候は水俣病の範囲に含めて考えられるものであること」と定めている。しかし、七七年判断条件が総合的な判断にふれたのはこの部分だけで、残りの大部分が症状の組み合わせの説明に費やされている。実際、これまで認定審査会が総合的な検討によって水俣病と判断したのは四件にすぎず、しかもこの四件はすべて七七年判断条件とは異なる症状の組合せの有无を審議しているのである。

最高裁がいう総合的な検討とは、「個々の患者の病状等についての医学的判断のみならず、患者の原因物質に対するばく露歴や生活歴及び種々の疫学的な知見や調査の結果等の十分な考慮をした上で総合的に行われる必要がある」というもので、環境省が行ってきたという総合的な判断とは似て非なるものである。

こうして環境省は崖っぷちに追い込まれてしまったのであるが、その原因が、自らの失策の積み重ねにあることは明らかである。特別措置法が定めた二〇一二年七月末の申請締切日までに、国や県の予想の二倍をこえる六万五〇〇〇人が申請を申し出た。これは自ら水俣病と自覚しながら、名乗り出なかつた人がまだまだいることを示している。しかし国や熊本県は、総合的な健康調査など端からやる気がなく、事件の自然消滅を待つつもりである。それが自らの失政を覆い隠す最善の策と心得ているからである。

△はたけやま たけみち・早稲田大学法務研究科教授